



1-24-63904
2024年11月20日

株式会社シンセイハウジング様

建設住宅性能評価申請受付票

このたびはハウスプラス住宅保証株式会社に住宅性能評価のお申し込みをいただき、まことにありがとうございます。下記の住宅について、貴社(貴殿)から提出された住宅性能評価申請書を受理いたしましたので、当社業務約款に基づき本受付票を発行いたします。
お問い合わせの際は、下記の受付番号とともにご連絡ください。なお、この受付票は大切に保管くださいますようお願いいたします。

工事概要

受付番号	1-24-63904
受付日	2024年11月20日
業務期日	2025年5月30日
建物種類	戸建
評価の種類	建設評価
評価事項及び液状化に関する情報	別紙による
住宅名称	町屋6丁目分譲 新築工事
所在地	〒116-0001 東京都荒川区町屋6丁目1630-5、6(東京都荒川区町屋6丁目25-12)
階数	地上 3 階 地下 0 階
延べ面積	104.9 m ² (内評価対象面積 104.9 m ²)
評価戸数	1 戸

備考

建設担当評価員 平子 隆一 (ハウスプラス検査員番号 HPK-01176)

- ※ ハウスプラス住宅保証株式会社が別に定める住宅性能評価業務規程に、評価料金の定価を掲載しております。尚、個々のご申請物件における評価料金は、別紙により別途通知いたします。
- ※ 建設場所に応じ、建設評価料請求時に別途遠隔地料をいただく場合がございます。詳しくは当社までお問い合わせください。
- ※ 本票記載の業務期日が、当社の休日に当たる場合、業務期日は翌営業日となります。
- ※ 本票記載内容は申請受付時点でのものです。

ハウスプラス住宅保証株式会社
〒105-0022 東京都港区海岸1-11-1
ニューピア竹芝ノースタワー18F
TEL:03-4531-7210 FAX:03-4531-7201

【必須評価事項及び選択評価事項に係る別紙】及び【液状化に関する情報に係る別紙】

【設計住宅性能評価を希望する性能表示事項】

1. 構造の安定に関すること
 - 1-1 耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)
 - 1-2 耐震等級(構造躯体の損傷防止)
 - 1-3 その他(地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)
 - 1-4 耐風等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)
 - 1-5 耐積雪等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)
 - 1-6 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法
 - 1-7 基礎の構造方法及び形式等
2. 火災時の安全に関すること
 - 2-1 感知警報装置設置等級(自住戸火災時)
 - 2-2 感知警報装置設置等級(他住戸等火災時)【共同住宅等】
 - 2-3 避難安全対策(他住戸等火災時・共用廊下)【共同住宅等】
 - 2-4 脱出対策(火災時)
 - 2-5 耐火等級(延焼のおそれのある部分(開口部))
 - 2-6 耐火等級(延焼のおそれのある部分(開口部以外))
 - 2-7 耐火等級(界壁及び界床)【共同住宅等】
3. 劣化の軽減に関すること
 - 3-1 劣化対策等級(構造躯体等)
4. 維持管理・更新への配慮に関すること
 - 4-1 維持管理対策等級(専用配管)
 - 4-2 維持管理対策等級(共用配管)【共同住宅等】
 - 4-3 更新対策(共用排水管)【共同住宅等】
 - 4-4 更新対策(住戸専用部)【共同住宅・長屋】
5. 温熱環境・エネルギー消費量に関すること
 - 5-1 断熱等性能等級
 - 5-2 一次エネルギー消費量等級
6. 空気環境に関すること
 - 6-1 ホルムアルデヒド対策(内装及び天井裏等)
 - 6-2 換気対策
 - 6-3 室内空気中の化学物質の濃度等【建設住宅性能評価のみ】
7. 光・視環境に関すること
 - 7-1 単純開口率
 - 7-2 方位別開口比
8. 音環境に関すること
 - 8-1 重量床衝撃音対策【共同住宅等】
 - 8-2 軽量床衝撃音対策【共同住宅等】
 - 8-3 透過損失等級(界壁)【共同住宅等】
 - 8-4 透過損失等級(外壁開口部)
9. 高齢者等への配慮に関すること
 - 9-1 高齢者等配慮対策等級(専用部分)
 - 9-2 高齢者等配慮対策等級(共用部分)【共同住宅等】
10. 防犯に関すること
 - 10-1 開口部の侵入防止対策

【地盤の液状化に関する情報提供】

- 地盤の液状化に関する情報提供を行う
- 地盤の液状化に関する情報提供を行わない



瑕疵担保責任保険のお手続きはお済みでしょうか？

この度は弊社「建設住宅性能評価サービス」にお申込んだいただきありがとうございます。
瑕疵担保責任保険（瑕疵保険）を弊社にご手配いただく場合には、別途瑕疵保険のご申請が必要となりますのでご注意ください。

【ご注意事項】

○瑕疵保険のご申請は別途必要となります。

建設住宅性能評価と瑕疵保険の申請を混同され、瑕疵保険の手続きが通常よりも遅れてしまうケースが発生いたしました。瑕疵保険も弊社にてご手配いただく場合には、建設住宅性能評価のご申請とは別に、瑕疵保険の手続きも行っていただく必要がありますので、お忘れのないようお願い申し上げます。

○建設住宅性能評価のご申請者が設計事務所様の場合のお願い

誠にお手数ですが、瑕疵保険の手配漏れを防ぐため、本住宅の資力確保義務が課せられる事業者様（建設業者様または宅建業者様）にこのご案内をお渡しいただきたく、ご協力の程何卒お願い申し上げます。

※このお知らせは、建設住宅性能評価のお申込をいただいた方へお送りしております。すでに瑕疵保険のお手続きをされているお客様ならびに供託金によるご対応を選択されているお客様へは大変失礼なご案内となりますことをお詫び申し上げます。

【お問合せ先】
瑕疵保険専用ダイヤル
Tel.03-4531-7226